

小規模保育事業(C型) (保育認定)

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算 I		管理者設置加算	
			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	処遇改善等 加算 I	
			基本分単価 ⑤	基本分単価 ⑤	⑥	⑥	⑦	
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	154,080	148,530 +	1,430 × 加算率	1,380 × 加算率 +	43,080 +	430 × 加算率
	11人 から 15人 まで	3号	144,270	140,570 +	1,340 × 加算率	1,300 × 加算率 +	28,720 +	280 × 加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	資格保有者加算 ⑧		障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算 ⑨		減価償却費加算 ⑩		
			処遇改善等加算 I		処遇改善等加算 I		加算額		
							標準	都市部	
10/100 地域	6人から 10人まで	3号	1人 2,070 2人以上 4,140	20×加算率 40×加算率	41,450	+ 410 ×加算率	A地域 3,300	3,600	
	11人から 15人まで	3号	1人 1,380 2人 2,760 3人以上 4,140	10×加算率 20×加算率 30×加算率	41,450	+ 410 ×加算率	B地域 3,100 C地域 2,900 D地域 2,800	3,400 3,200 3,100	
							A地域 2,200 B地域 2,000 C地域 1,900 D地域 1,800	2,400 2,300 2,100 2,000	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑫	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑬	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮	
			加算額 ①						
			標準	都市部					
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	a 地域	21,000	23,400	-	-	-	-
			b 地域	11,600	12,900				
			c 地域	10,100	11,200				
			d 地域	9,000	10,000				
	11人 から 15人 まで	3号	a 地域	28,300	31,500	-	-	-	-
			b 地域	15,600	17,300				
			c 地域	13,600	15,100				
			d 地域	12,200	13,500				
			+		2,460	$(⑤+⑥) \times 10/100$	$(⑤+⑥+⑨) \times 10/100$	$(⑤\sim⑭) \times 90/100$	
			+		1,640	$(⑤+⑥) \times 9/100$	$(⑤+⑥+⑨) \times 10/100$		

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑯	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める		
冷暖房費加算	⑰	1 級 地	1,740	4 級 地	1,200	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,550	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,530			
除雪費加算	⑱	6,080		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑲	152,460 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉓	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		